

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	<p>こども家庭部 こども支援課 (指定管理者：社会福祉法人 わかくさ福祉会) (指定管理施設：富山市立神保児童館)</p>
指 摘	<p>令和7年度分の管理業務計画書を提出させていなかったため、改善を図りたい。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の令和7年度分の管理業務計画書は、令和7年2月末日までに提出させるべきであったが、提出されていないことが令和7年8月に判明したことから、指定管理者である社会福祉法人わかくさ福祉会に速やかに提出するよう指導した。その後、同法人から令和7年8月29日に管理業務計画書が提出され、こども支援課においてその内容を確認し、承認した。 今後も、基本協定書に基づき、指定管理者において適切に事務が行われるよう指導を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
こども家庭部こども健康課 (指定管理者：社会福祉法人富山市桜谷福祉会) (指定管理施設：：富山市恵光学園（分室：こども発達支援室含む）)
指 摘
(ア) 市が貸与している備品について、現物確認や使用状況の把握等を行っておらず、き損により使用不可となっているもの（感覚統合用トランポリン）を貸与したままにしていたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
市が貸与している備品について、滅失やき損等が確認された場合は、速やかに市に報告するよう、監査終了後速やかに指定管理者に指導を行った。 き損により廃棄済みの感覚統合用トランポリンについては、監査終了後速やかに物品棄焼却の手続きを行い、備品台帳を修正した。 今後は、備品の管理について、定期的に備品の状況を確認し、備品台帳の数量と現物の数量等が不一致とならないよう、書類作成方法等を課員及び各施設職員に周知、徹底し、富山市物品管理規則に基づき適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部こども健康課 (指定管理者：社会福祉法人富山市桜谷福祉会) (指定管理施設：：富山市恵光学園（分室：こども発達支援室含む）)
指 摘	(イ) 指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	指定管理業務を第三者に再委託する場合は、書面による承諾を得たうえで行うよう、改めて指定管理者に指導を行った。 なお、令和7年度の指定管理業務の再委託については、市の承諾を得て行っている。 今後も、引き続き指定管理者において適正な事務が行われるよう、必要な指導を行うとともに基本協定書に基づき、適切に事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部こども健康課 (指定管理者：社会福祉法人富山市桜谷福祉会) (指定管理施設：：富山市恵光学園（分室：こども発達支援室含む）)
指 摘	(ウ)管理業務計画書について、基本協定書に定める期日までに市へ提出するよう指導を行っておらず、また、提出された管理業務計画書について、文書管理システムによる収受及び承諾にかかる起案が行われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査終了後速やかに、管理業務計画書について、基本協定書に定める期日までに市へ提出するよう指定管理者に指導を行った。また、提出された管理業務計画書は、速やかに文書管理システムで収受を行い、内容を確認した上で承諾の起案を行うこととした。 今後も、基本協定書に基づき、適切に事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
環境部 環境保全課 (指定管理者：株式会社 あおぎの) (指定管理施設：富山霊園富山市斎場)
指 摘
(ア) 指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の指定管理業務の再委託の承諾に関しましては、令和7年12月に指定管理者との定例協議会において、今後の適切な事務処理について、指導を行ったところである。 また、指定管理者からは事業契約約款に基づき、今後は事前に再委託の申請を行い、その承諾を得るとともに、適切な事務処理についての理解を深め、確実に実施する旨の報告を受けている。 今後も、事業契約約款に基づき、指定管理者において適正に事務が行われるよう、必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 商工労政課 (出資団体：一般財団法人 富山勤労総合福祉センター)
指 摘
団体の文書管理規定において、施行する一般文書には、職印使用簿に必要事項を記載して職印を押さなければならないとされているところ、当該使用簿に記載することなく、職印を押印しているものが見受けられたため、改善を図りたい。
措 置 状 況
指摘事項に基づき、文書管理規定どおり当該使用簿に記載し、押印するよう指導した。 今後も、文書管理規程に沿った事務が行われるよう、必要な指導を行ってまいります。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課 (出資団体：一般財団法人 富山勤労総合福祉センター)
指 摘	時間外勤務手当及び夜間勤務手当について、1時間未満の端数が生じた場合、その端数が30分以上のときは1時間として計算すべきところ、この処理を誤った結果、過大支給又は過小支給となっているものが複数見受けられたため、改善を図りたい。
措 置 状 況	指摘事項に基づき、団体において、過去の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の支給状況を再確認した結果、現職の者については、令和7年10月及び11月分の給与支給で精算するとともに、過小分を支給した。また、退職者については、10月末に過小分を支給した。 今後は、規定に基づき処理を行う旨の報告を受けている。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 商工労政課 (指定管理者：富山県中小企業団体中央会) (指定管理施設：とやまインキュベータ・オフィス)
指 摘	指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査終了後速やかに、指定管理者に対し今後の適切な事務処理について指導を行った。その後、令和7年10月に清掃業務や一般廃棄物収集、設備点検等の外部に委託している業務について指定管理者に業務委託承認申請書を提出させ、書面により承諾した。 今後も基本協定書に基づき、適正に事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 企業立地課 (指定管理者：富山県中小企業団体中央会) (指定管理施設：富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター)
指 摘	指定管理業務である講演会を開催するため、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターを使用していたが、研修センターの使用申請を行っておらず、使用承認を受けずに使用していたため、改善を図らねたい。
措 置 状 況	令和7年10月に指定管理業務として開催した講演会では、研修センターの使用申請を行い、使用承認を受けた上で使用するよう指導を行い、改善を図った。 今後も富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例に基づき、指定管理者において適正な事務が行われるよう、必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 企業立地課 (指定管理者：富山県中小企業団体中央会) (指定管理施設：富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター)
指 摘	富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターの使用承認について、使用者に使用承認書の原本を交付せず、使用承認書の写しを交付していたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和7年10月以降の研修センターの使用承認において、使用承認書の原本を使用者に交付し、使用承認書の写しを保管するよう指導し、事務手続きを改善した。 今後も富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例施行規則に基づき、指定管理者において適正な事務が行われるよう、必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 企業立地課 (指定管理者：富山県中小企業団体中央会) (指定管理施設：富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター)
指 摘	富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地の使用料の徴収において、毎月末日と定められている納付期限までに使用料を納付していない使用者に対し、すみやかに督促、徴収を行っていなかったため、改善を図りたい。
措 置 状 況	監査終了後、使用料を納付期限までに納付していなかった特定の使用者に対し、納付期限をあらためて通知し、速やかに納付させるよう指導を行った。その後は、期限内の使用料の納入が徹底されている。 今後も富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例施行規則及び基本協定書に基づき、指定管理者において適正な事務が行われるよう、必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	商工労働部 企業立地課 (指定管理者：富山県中小企業団体中央会) (指定管理施設：富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター)
指 摘	指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	監査終了後速やかに、指定管理者に対し今後の適切な事務処理について指導を行った。その後、令和7年10月に清掃業務や一般廃棄物収集等の外部に委託している業務について指定管理者に業務委託承認申請書を提出させ、書面により承諾した。 今後も基本協定書に基づき、適正に事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	<p>商工労働部 企業立地課 (指定管理者：富山県中小企業団体中央会) (指定管理施設：富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地、富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター)</p>
指 摘	<p>富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センターの使用料の減免について、指定管理者が研修センターを使用した際に使用料の減免申請書を提出させておらず、減免の承認をせずに使用料を全額減免していたため、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>指定管理者が使用料の減免基準に該当する事業の実施のために研修センターを使用する際には、事前に減免申請書を提出させ、速やかに文書管理システムで収受及び承認起案を行うよう、監査終了後速やかに課内に周知した。</p> <p>その後、令和7年10月に指定管理業務として開催した講演会においては、研修センターの使用料について指定管理者に減免申請書を提出させ、減免の承認を行った。</p> <p>今後も富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地研修センター条例施行規則に基づき、適正に事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
建設部 公園緑地課 (指定管理者：特定非営利活動法人きんたろう倶楽部) (指定管理施設：富山市くれは山荘)
指 摘
「富山市くれは山荘之印」を作成し、領収書に押印していたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の「富山市くれは山荘之印」の領収書への押印については、監査終了後速やかに指導を行い、その後は、指定管理者において領収書への押印を止め、富山市公印規程に無い印であるため、すべての事務において不使用を徹底している。今後も富山市くれは山荘条例に基づき、指定管理者において適切な事務が行われるよう、必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	<p>こども家庭部 こども支援課 (指定管理者：社会福祉法人 わかくさ福祉会) (指定管理施設：富山市立神保児童館)</p>
意 見	<p>神保公民館内の多目的ホールは、他の者に対する使用の許可のない時間帯については、児童館を利用する児童が自由に使用している状態であるが、このような状況が、所管課である生涯学習課においては把握されておらず、児童館の所管課であるこども支援課との間で情報の共有や施設管理上の取り決めが行われていないことから、こども支援課及び生涯学習課においてその取扱いについて整理されたい。</p>
回 答	<p>現在、多目的ホールについては、児童館を利用する児童が使用可能な時間かどうか、児童館職員が公民館職員に口頭で確認している状態である。 今後は、公民館の所管課である生涯学習課と施設の取扱いを整理した上で、指定管理者において適切な施設利用がなされるよう、令和7年度末までには取扱いを整理してまいりたい。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	<p>こども家庭部 こども健康課 (指定管理者：社会福祉法人富山市桜谷福祉会) (指定管理施設：富山市恵光学園)</p>
意 見	<p>通所サービス事業だけでなく、訪問支援事業など多岐にわたる事業を指定管理業務に位置付けているが、条例に定められた施設の設置目的に照らし、それぞれの事業について、指定管理業務とすることが適切であるか整理されたい。</p>
回 答	<p>富山市恵光学園条例（以下、「条例」という。）については、設置目的の見直しや富山市恵光学園（以下、「学園」という。）が行う事業を規定するなど、所要の改正を行うこととし、令和7年12月市議会定例会において原案が可決され、令和8年4月1日に施行される予定となっている。</p> <p>施設の設置目的については、発達障害者支援法、医療的ケア児支援法の施行により支援が必要な児童の範囲が拡大していること、児童福祉法の改正に伴い、障害者支援の強化を図るため、障害種別で分かれていたサービス体系が一元化されたこと、児童発達支援センターの役割が訓練のための施設から地域支援も含めた複合的な役割に変化していることから、「心身に発達の遅れ、障害等がある児童又はその疑いのある児童の支援体制の充実及び福祉の向上を図るため」に改めたものである。また、学園が行う事業として、保育所等訪問支援に関することや児童発達支援センターとしての事業等を条例に規定し、指定管理者に行わせる事業としても位置付けたところである。</p> <p>今後は、改正後の条例に基づき適切な施設運営を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	教育委員会 生涯学習課 (指定管理者：社会福祉法人 わかくさ福祉会) (指定管理施設：富山市立神保児童館)
意 見	神保公民館内の多目的ホールは、他の者に対する使用の許可のない時間帯については、児童館を利用する児童が自由に使用している状態であるが、このような状況が、所管課である生涯学習課においては把握されておらず、児童館の所管課であるこども支援課との間で情報の共有や施設管理上の取り決めが行われていないことから、こども支援課及び生涯学習課においてその取扱いについて整理されたい。
回 答	現在、多目的ホールについては、児童館を利用する児童が当該施設を使用しても支障がないか、児童館職員が公民館職員に口頭で確認して、児童の使用に供している状態である。 今後は、児童館の所管課であるこども支援課と施設の取扱いを整理した上で、指定管理者において適切な施設利用がなされるよう、令和7年度末までには取扱いを整理してまいりたい。